

○富山地区広域圏事務組合半透明指定ごみ袋実施要綱

(目的)

第1条 この要綱はごみ袋の分別排出、分別収集の徹底を図るため排出物が確認できる半透明ごみ袋を富山地区広域圏として指定することにより、住民のごみに対する意識の向上を図るとともに、ごみの減量化・再生利用を促進することを目的とする。

(排出方法)

第2条 富山地区広域圏内において一般廃棄物を定期収集に出す際は、半透明ごみ袋（次条に規定する要件に適合する袋。以下同じ。）を使用するものとする。ただし、ごみ袋を要しないごみ（大型ごみ・古紙・剪定した庭木等）はこの限りではない。

(半透明ごみの要件)

第3条 半透明ごみ袋は、一般に市販されている袋で次の掲げる条件を満たすものとする。

(1) 低密度又は高密度ポリエチレン製であること。

(2) 強度（引っ張り強度）

*縦方向 200Kgf/cm²以上

*横方向 200Kgf/cm²以上

(3) 透明度（曇り度） 内容物が見えること

(4) サイズ・容量 規定しない

(5) 色 規定しない

(6) 厚さ 0.03mmを基本とする。

(7) 表示

*認定番号 富山地区広域圏事務組合認定00-000号

*市町村名 5市町村名を表示する。

(半透明ごみ袋の指定)

第4条 半透明ごみ袋の認定を受けようとするごみ袋製造業者等は富山地区広域圏事務組合理事長に別に定める申請書を提出し、認定番号を受けるものとする。

(半透明ごみ袋以外によるごみの排出の禁止)

第5条 第3条において規定する半透明ごみ袋の条件を満たさないごみ袋によるごみの排出をしてはならない。

2 前項の半透明ごみ袋の条件を満たさないごみ袋による排出物については収集しないことができる。ただし、一般に商店等で使用されているレジ袋によるごみの排出については当分の間収集するものとする。

附 則

この要綱は、平成7年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

○富山地区広域圏クリーンセンター一般廃棄物搬入要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山地区広域圏内（以下「圏内」という。）において排出される一般廃棄物を、富山地区広域圏クリーンセンター（以下「センター」という。）へ搬入することに関し、センターの適正な管理を図るため必要な事項を定めるものとする。

(搬入できる者)

第2条 センターに一般廃棄物を搬入できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 圏内に住所を有する個人又は事業者
- (2) 圏内の市町村（市町村が収集運搬業務を委託した業者を含む。）
- (3) 圏内の市町村から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者（以下「許可業者」という。）

(搬入できる一般廃棄物)

第3条 センターに搬入できる一般廃棄物は、法第2条第2項に規定する一般廃棄物であって、可燃性のもの（以下「可燃ごみ」という。）とする。ただし、資源として有効に利用できるものを除く。

(搬入できない一般廃棄物)

第4条 センターに搬入できない一般廃棄物は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物
- (2) 引火性を有するもの
- (3) 粉状又は液状のもの
- (4) 著しい悪臭を伴うもの
- (5) 容量又は重量の著しく大きなもの
- (6) 処理施設の機能を損なう恐れがあるもの
- (7) その他適正に処理できないと判断されるもの

(搬入量の制限)

第5条 センターに搬入できる可燃ごみのうち次に掲げるものは、一時的に多量な場合に限り、搬入量を制限できるものとする。

- (1) 草及び剪定枝
- (2) 庭木及び木製品
- (3) その他適正な処理が困難と判断されるもの

(前処理が必要な可燃ごみ)

第6条 センターに搬入できる可燃ごみのうち一辺の長さが100cm以上のものは、ごみピットへ投入する前に破碎機による破碎処理を行わなければならない。

(投入作業)

第7条 破碎機及びごみピットへの可燃ごみの投入作業は、職員の指示により搬入者が自ら行うものとする。

(搬入の条件)

第8条 センターの適正な管理を図るため、可燃ごみを搬入する者に次の条件を付する。

- (1) 富山地区広域圏クリーンセンター一般廃棄物搬入要綱及び関係法令を遵守すること。
- (2) センター内においては、施設管理者の指示に従うこと
- (3) センター内においては、安全運転及び安全作業を厳守すること
- (4) センター内及び通行経路においては、可燃ごみの飛散、流出及び悪臭漏れのないように必要な措置を講じること
- (5) 搬入者の責めに帰すべき事由により、センター又は第三者に損害を与えたときは、その一切の賠償責任を負うこと

(休業日)

第9条 センターに可燃ごみを搬入することができない日は、次のとおりとする。ただし、理事長は必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に搬入を停止することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日

(搬入時間)

第10条 センターに可燃ごみを搬入することができる時間は、次のとおりとする。ただし、理事長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 平日 午前8時30分から午後4時まで
- (2) 土曜日 午前8時30分から正午まで

(搬入車両)

第11条 センターに可燃ごみを搬入するために使用できる車両は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、最大積載量2t以下のものとする。

2 許可業者の搬入車両は、圏内の市町村で一般廃棄物収集運搬業に使用する許可を受けた車両に限る。

(搬入量の計量方法)

第12条 可燃ごみの搬入量は、センターの計量器による搬入前、搬入後の計量差とする。

2 計量業務省力化のため、圏内の市町村及び希望する許可業者の搬入車両ごとにIDカード（車両認識カードで、搬入者名並びに自動車検査証の登録番号及び車両重量等を記録した磁気カード）を貸与する。

(搬入可燃ごみの検査)

第13条 理事長は、センターに可燃ごみが搬入される際、当該可燃ごみの内容について検査することができる。

(搬入の拒否等)

第14条 理事長は、センターに可燃ごみを搬入し、又は搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの搬入を拒否し、若しくはセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) センターに可燃ごみ以外のものを搬入し、又は搬入しようとしたとき
 - (2) センターの機能に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき
 - (3) センターの管理運営上必要な指示に従わないとき
 - (4) センターに搬入の条件に違反したとき
- (細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

例 示 表

第3条関係

資源として有効に利用できるもの

新聞、ちらし、雑誌、ダンボール、古布、容器包装等

第4条関係

- (1) 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物

法施行令別表第一に掲げる、ばいじん、燃え殻、汚泥、感染性廃棄物

- (2) 引火性を有するもの

花火類、揮発性油分を含むもの等

- (3) 粉状又は液状のもの

小麦粉類、飲料類等

- (4) 著しい悪臭を伴うもの

腐敗したもの、糞尿等

- (5) 容量又は重量の著しく大きなもの

豚、牛、畜獣の死体等

- (6) 処理施設の機能を損なう恐れがあるもの

アイスクリーム、氷菓類等

- (7) その他適正に処理できないと判断されるもの

牛骨粉、直径10cm以上の木材、堆肥化状の草等

第5条関係

- (3) その他適正な処理が困難と判断されるもの

布団、毛布、合成衣料、合成ゴム、石油化学製品類等

第6条関係

一辺の長さが100cm以上のもの

畳、絨毯、家具、パレット、竹、木、木の枝等

○富山地区広域圏リサイクルセンター廃棄物搬入要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山地区広域圏内（以下「圏内」という。）において排出される一般廃棄物の富山地区広域圏リサイクルセンター（以下「センター」と言う。）への搬入に関し、センターの適正な管理を図るための必要な事項について定めるものとする。

(搬入できる者)

第2条 センターに廃棄物を搬入することができる者は、次に掲げる者とする。

（1）圏内に住所を有する個人

（2）圏内の市町村（市町村が収集運搬業務を委託した業者を含む。）

(搬入可能廃棄物)

第3条 センターに搬入することができる廃棄物（以下「搬入可能廃棄物」という。）の種別は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する一般廃棄物のうち、富山地区広域圏事務組合一般廃棄物処理手数料条例（昭和57年条例第3号）別表に定める可燃ごみ以外の物で圏内から排出されたものに限る。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

（1）第5条各号に掲げる廃棄物

（2）特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）（以下「家電リサイクル法」という。）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に規定された一般廃棄物）

（3）使用済パソコンコンピュータ（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）（以下「資源有効利用促進法」という。）第26条第1項の規定に基づく、パソコンコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パソコンコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令に規定されるもの。）

(搬入受入条件等)

第4条 搬入可能廃棄物の受入条件は、別表第1のとおりとする。また、搬入可能廃棄物は、計量後、種別ごとに理事長の指示により搬入者が自ら行うものとする。

(搬入禁止物)

第5条 センターには、次に掲げる廃棄物を搬入してはならない。

（1）特別管理一般廃棄物

（2）有害性または有毒性を有するもの

（3）引火性、爆発性を有するもの

（4）感染性のあるもの

（5）著しい悪臭を伴うもの

（6）容積又は重量の著しく大きなもの

（7）一時の大量の搬入物

（8）粉状又は液状のもの。

（9）前各号に掲げるもののほか、センターの処分業務を困難にし、又は処理施設の機能を損なう恐れがあるもの。

(休業日)

第6条 センターの休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(搬入ができる日)

第7条 センターに搬入可能廃棄物を搬入することができる日は、休業日以外のすべての日とする。

ただし、理事長は、必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に搬入を停止することができる。

(搬入時間)

第8条 センターに搬入可能廃棄物を搬入することができる時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、理事長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(搬入車両)

第9条 センターに搬入可能廃棄物を搬入できる車両は、幅3.00m、高さ3.80m、ホイルベース8.00m以下のものとする。

(搬入量の計量方法)

第10条 搬入量は、センターの計量器による搬入前、搬入後の計量差とする。

2 計量業務省力化のため、圏内の市町村の搬入車両にIDカード（車両認識カードで搬入者名並びに自動車検査書の登録番号及び車両重量等を記録した磁気カード）を貸与する。

(搬入の届出)

第11条 センターに搬入可能廃棄物を搬入しようとする個人は、自己搬入届出書（様式第1号）により、理事長に届け出なければならない。

(搬入可能廃棄物の検査)

第12条 理事長は、搬入可能廃棄物がセンターに搬入される際に、当該廃棄物の内容について検査することができる。

(搬入拒否等)

第13条 理事長は、センターに廃棄物を搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、センターへの搬入を拒否し、もしくはセンターから退場を命じ、又は一定の期間を定めてセンターへの搬入の停止を命じることができる。

(1) 搬入可能廃棄物以外のものを搬入し、または搬入しようとしたとき。

(2) センターの機能に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

(3) センターの管理運営上必要な指示に従わないとき。

(4) 搬入の届出に偽りがあったとき、又は搬入の条件に違反したとき。

(損害の賠償)

第14条 センターの施設または設備を損傷した者は、その損傷に応じた額を賠償しなければならない。

(搬入の停止)

第15条 理事長はセンターにおいて、基幹的施設の改良工事、定期修繕等のやむを得ない事情に

よりセンターを休止する等の必要性が生じた場合は、搬入を停止することができる。

(細則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する

第5条関係の搬入禁止種別例示表

搬入禁止の種別	例	示
有害性、有毒性を有するもの	水銀使用品(水銀電池、体温計等)、医療系廃棄物、P C B 使用品、農薬、化学薬品	
引火性、爆発性を有するもの	L P ガス等のボンベ類、ガソリン、シンナー等の容器類、油類等の容器、ペンキ類容器	
感染性のあるもの	家庭で使用した医療器具(注射器、注射針、メス、針付き透析用チューブ等)、実験検査に使用したガラス類(試験管、培地シャーレ等)	
著しい悪臭を伴うもの	容器の内外が洗浄されていない状態で、かつ腐食性があるもの	
適正処理が困難なもの	農業用機械、工作機械、電動機類、鉄塊、オートバイ、消火器(中身の入ったもの)、排タイヤ	
その他	土砂、岩石、コンクリート、汚泥、灰、資源ごみ以外の缶、ビン(医療品)	

(第3条(2) 関連) 搬入禁止種別例示表 特定家庭用機器一般廃棄物

家電リサイクル法に関するもの	冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機、冷凍庫、衣類乾燥機
----------------	----------------------------

(第3条(3) 関連) 搬入禁止種別例示表 使用済パソコンコンピュータ

資源有効利用促進法に関するもの	デスクトップパソコン、パソコンモニター(CRT、液晶)、ノートパソコン
-----------------	-------------------------------------

別表第1（第4条関係）

		搬入物受入条件	搬入制限規格	搬入車両の種別
搬入可能廃棄物の種別	不燃ごみ	(1)可燃物混入の禁止 (2)搬入物は富山地区広域圏の指定袋又は中身の見える袋によること（但し、粗大ごみ等の袋に入らないものは、裸で搬入のこと。） (3)カセット式ガスボンベ及びスプレー缶は中身を出し切ったものに限る。	縦1.0m×横1.0m ×高さ1.8m以下	
	大型金属類	(1)搬入禁止物以外で100%鉄製に近いもの。 (2)スプリング入りマットレス (3)応接椅子（スプリング入りのもの）	縦1.0m×横1.5m ×高さ4.0m以下	平ボディ車又はダンプ車
	資源ごみ（缶）	(1)スチール製又はアルミ製の飲食用の空き缶のみを搬入すること。（分別の必要はない） (2)資源ごみ（缶）以外の異物の混入をさせてはならない。 (3)缶は中身を抜いて水洗いすること。 空き缶はなるべくつぶさないこと。	3リットル用のビール缶まで	
	資源ごみ（ビン）	(1)飲食用、化粧品の空き瓶のみを搬入すること。 (2)資源ごみ（ビン）以外の異物の混入をさせてはならない。 (3)3色（無色、茶色、その他）に分けて搬入のこと。（ビンは、ふたを外し中身を抜いて水洗いすること。特に化粧品）		

様式第1号（第11条関係）

No. _____

一般廃棄物自己搬入届出書

富山地区広域圏事務組合

理事長 様

搬入年月日	年 月 日 (曜日)				
住 所					
搬入者氏名		車 番		電話番号	
廃棄物種別	1. 不燃ごみ 2. 大型金属類 3. 資源ごみ(缶) 4. 資源ごみ(びん)				
廃棄物の種類					
注意事項	1. 構内での自動車運行は徐行運転してください。 2. 係員の誘導に従ってください。 3. センター内の各出口から収集車両が出ますので特に気をつけてください。				

富山地区広域圏事務組合リサイクルセンター

処理手数料	円	搬入量	Kg	係 名	
-------	---	-----	----	-----	--

◎太線枠内を記入してください。

○一般廃棄物処理手数料月間積算納付承認要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山地区広域圏事務組合一般廃棄物処理手数料条例（昭和57年条例第3条）

第2条第2項のただし書の規定に基づき、富山地区広域圏クリーンセンター（以下「センター」という。）の一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を取りまとめて納入しようとする者の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の手数料は、1月を単位とする。

3 承認の期間は、構成市町村で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた期間以内とする。

(対象者)

第2条 対象者（構成市町村で一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者に限る。）は、センターへ一般廃棄物の可燃物（以下「廃棄物」という。）を概ね1月に10回以上継続して搬入する者とする。ただし、理事長が特に認める者については、この限りではない。

(承認の申請)

第3条 手数料を取りまとめて納入しようとする者は、一般廃棄物処理手数料月間積算納付承認申請書（様式第1号）に一般廃棄物搬入実績表（様式第2号）を添付して、承認を受けようとする月の14日前までに理事長に提出しなければならない。

(承認)

第4条 理事長は、前条の申請書を受理し、第2条の要件を審査のうえ承認することとした場合は、申請者に一般廃棄物処理手数料月間積算納付承認書（様式第3号）を交付する。

2 前項の承認にあたって、理事長は承認の期間、承認の対象廃棄物の種類、その他一般廃棄物を適正に処理するため、必要な条件を付する。

3 第1項の承認書の交付を受けた者が、引き続き、承認（更新）を希望する場合は、前条中、一般廃棄物搬入実績表（様式第2号）の提出を省略することができる。また、第1項の承認書についても新たな交付をしない場合がある。なお、組合は一般廃棄物処理手数料月間積算納付承認申請書（様式第1号）の他に必要と認める書類についても提出を求めることができる。この場合申請者はこれに応じなければならない。

(搬入車両の届出)

第5条 承認を受けた者は、センターに搬入する車両（構成市町村で一般廃棄物収集運搬業に使用する許可を受けた車両に限る。）を事前に届出なければならない。

2 前項の搬入車両は、塵芥車及びダンプ車に限るものとする。ただし、理事長が特に認める車両については、この限りではない。

3 承認を受けた者に対し、搬入車両ごとにIDカード（承認車両認識カード）を貸与する。

4 前項のIDカードを紛失又は破損した者は、その損害に応じた額を賠償しなければならない。

(手数料の納付)

第6条 承認を受けた者は、理事長が定める期日までに所定の納付書により納付しなければならない。

(廃棄物の搬入の停止)

第7条 承認を受けた者が、理事長が定める期日までに手数料を納付しなかった場合は、その者の廃棄物の搬入を停止する。

(承認の取消し)

第8条 理事長は、承認を受けた者及び従業員に、この要綱及び関係法令に違反する行為がある場合は、承認を取消すものとする。

附 則

1 この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行日前に一般廃棄物処理手数料の月間積算納入登録を承認された者は、この要綱に基づき承認された者とみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

一般廃棄物処理手数料月間積算納付承認申請書

年 月 日

(あて先)

富山地区広域圏事務組合理事長 様

住 所
(申請者)

氏 名

印 印

富山地区広域圏事務組合一般廃棄物処理手数料条例第2条第2項ただし書の規定により、一般廃棄物処理手数料月間積算納付の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業の範囲	事業系一般廃棄物の可燃物の収集運搬		
事業の許可を受けた市町村及び許可番号			
事務所及び事業場の所在地	事務所 TEL 事業場 TEL		
申請の種類	1 新規 2 更新 3 その他 その他の理由		
添付書類	1 一般廃棄物搬入実績表(更新の場合は要しない) 2 一般廃棄物収集運搬業許可証の写し (年 4 月以降に更新したものをFAXして下さい。) 3 搬入車両の自動車検査証の写し		

搬入車両	登録番号	車種	車両重量	積載量	IDコード
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					
⑦					
⑧					
⑨					
⑩					

様式第2号(第3条関係)

一般廃棄物搬入実績表

搬入車両の登録番号 _____ 積載量 _____ 車種 _____

廃棄物の種類 _____

区分	搬入日数 日	搬入回数 回	搬入量 t	搬入手数料 円
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

※ 領収書の写しを添付すること

様式第3号（第4条関係）

一般廃棄物処理手数料月間積算納付承認書

第 号
年 月 日

樣

富山地区広域圏事務組合理事長 印

年　　月　　日付で申請のあった一般廃棄物処理手数料月間積算納付承認の件について
は、次の条件を付して承認したので通知します。

1. 承認の期間 年月日から 年月日まで

2. 廃棄物の種類 富山地区広域圏内で排出された、事業系一般廃棄物の可燃物に限る。
ただし、再生利用が可能なものは、極力資源化すること。

3. 搬入の条件等

- 1) 一般廃棄物処理手数料月間積算納付承認要綱及び関係法令を遵守すること。
- 2) センター内においては、施設管理者の指示に従うこと。
- 3) センター内においては、安全運転及び安全作業を厳守すること。
- 4) センター内及び通行経路においては、廃棄物の飛散、流出及び悪臭漏れがないように必要な措置を講じること。
- 5) 承認を受けた者は、その責めに帰すべき事由により、センター又は第三者に損害を与えたときは、その一切の賠償責任を負うこと。

4. 搬入承認車両

--	--	--	--	--

- ※ ①通常は2回計量です。システム故障時は登録重量を利用する場合があります。登録する重量は、自動車検査証の車両重量に乗員1名60kgに備品60kgを加算又は乗員2名130kgに備品60kgを加算したものとします。
- ②車検を更新したときは、そのつど自動車検査証の写しを提出すること。
- ③本承認書について、引き続き、承認(更新)を希望する場合は、様式第1号の申請書を第3条に基づき提出するものとする。また、この場合において、新たに承認書を交付しないときは本承認書を有効とし、このうち承認の期間については、更に1年間延長し、搬入承認車両については更新時の申請書に記載した車両を有効とする。なお、以後も同様とする。

○富山地区広域圏リサイクルセンタープレス品等搬出要綱

(目的)

- 1 富山地区広域圏リサイクルセンター（以下「センター」という。）の缶、ビン及び不燃物から選別されたアルミ塊（以下「プレス品等」）という。）の売払いに伴う搬出について定めるものとする。

(搬出方法)

- 2 センターからプレス品等を搬出する場合は、契約業者は日程、時間及び搬出方法について事前に届けるとともに、センターと十分協議するものとする。

(積込み方法及び安全措置)

- 3 プレス品等の積込み及び安全措置は、次の通りとする。

(1) プレス品等の積込みは、センター所有のフォークリフトを使用するものとし、業者が所有する特殊な器材等を持込んではならない。

(2) センターの敷地内で他の大型車へのプレス品等の積み替えは認めないものとする。

(3) 積込みを行う場合は、荷崩れ等が起きることがないよう、十分な安全措置を講ずるよう指導するものとする。

(使用する車両)

- 4 積込みに使用する車両は、次の通りとする。

(1) 契約業者個人が所有する貨物トラック又は運送会社が所有する貨物トラック（不法改造等法令に違反した車両を除く。）を使用するものとする。

(2) 搬出車両の高さは、荷を積んだ状態で3.3m以下、ホイールベースは7.4m以下の通常の貨物トラックでセンターの計量器で計量可能な車両（総重量30t未満）とし、関係法令等に違反した車両を使用してはならない。

(搬出の停止)

- 5 関係法令等に違反している恐れがあると認められる場合には、関係書類の提出を求め搬出を停止するものとする。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。（平成13年1月29日決裁）

○富山地区広域圏エコロセンター搬入要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山地区広域圏を構成する市町村（以下「構成市町村」という。）において捕獲、狩猟した有害鳥獣を、富山地区広域圏エコロセンター（以下「センター」という。）へ搬入することに関し、センターの適正な管理を図るため必要な事項を定めるものとする。

(搬入できる者)

第2条 センターに有害鳥獣を搬入できる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 構成市町村の職員
- (2) 構成市町村が委嘱した有害鳥獣駆除隊員
- (3) 理事長が特に必要と認めた者

(搬入できる有害鳥獣)

第3条 センターに搬入できる有害鳥獣は、次に掲げるものであって適正に処理できるものとする。

- (1) 市町村が認めた有害鳥獣のうち、イノシシ、ニホンジカ、サルのいづれかの有害鳥獣
- (2) 理事長が特に必要と認めた有害鳥獣

(搬入できない有害鳥獣)

第4条 センターに搬入できない有害鳥獣は、次に掲げるものとする。

- (1) 営利目的で狩猟した鳥獣
- (2) 著しく腐敗したもの
- (3) 体液が著しく漏洩しているもの
- (4) 著しい悪臭を伴うもの
- (5) 容量又は重量の著しく大きなもの
- (6) 処理施設の機能を損なう恐れがあるもの
- (7) その他適正に処理できないと判断されるもの

(搬入量の制限)

第5条 センターに搬入できる有害鳥獣のうち次に掲げるものは、一時的に多量な場合に限り、搬入量を制限できるものとする。

- (1) 保管量を超える個数を持ち込もうとする場合
- (2) その他適正な処理が困難と判断されるもの

(協議が必要な有害鳥獣)

第6条 搬入者は、処理能力を若干超えるような有害鳥獣にあっては、センターにおいて適正に処理できることを判断するため、持込もうとする前に必ずセンター職員と協議を行うものとする。

(搬入手続及び作業)

第7条 有害鳥獣の搬入手続及び搬入車両からの荷降ろし作業は、職員の指示により搬入者が自ら行うものとする。

(搬入の条件)

第8条 センターの適正な管理を図るため、有害鳥獣を搬入する者に次の条件を付する。

- (1) 当該搬入要綱及び関係法令を遵守すること。

- (2) センター内においては、施設管理者の指示に従うこと
- (3) センター内においては、安全運転及び安全作業を厳守すること
- (4) センター内及び通行経路においては、体液及び肉片の飛散、流出及び悪臭漏れのないように必要な措置を講じること
- (5) 搬入者の責めに帰すべき事由により、センター又は第三者に損害を与えたときは、その一切の賠償責任を負うこと

(休業日)

第9条 センターに有害鳥獣を搬入することができない日は、次のとおりとする。ただし、理事長は必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に搬入を停止することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（なお、12月28日及び1月4日が土曜日の場合は休日とする。）

(搬入時間)

第10条 センターに有害鳥獣を搬入することができる時間は、次のとおりとする。ただし、理事長は必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日から土曜日までの午前9時00分から午後4時まで

2 第2条に規定する者が、有害鳥獣をセンターに搬入するときは、事前に、センターへ連絡し、搬入時には、有害鳥獣搬入受付票（様式第3号）を提出すること。

(搬入車両)

第11条 センターに有害鳥獣を搬入するために使用できる車両は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に定める普通自動車、小型自動車又は軽自動車で、最大積載量1t以下のものとする。

2 構成市町村が搬入のために使用する車両は、この限りではない。

(搬入量の計量方法等)

第12条 有害鳥獣の搬入量は、センターの計量器による計量差とする。

- 2 センターの計量台で計量できる車両は前条第1項で示す軽自動車以下の車両とする。
- 3 計量業務省力化のため、構成市町村及び構成市町村が委嘱した有害鳥獣駆除隊員等にIDカード（市町村名、市町村担当部署名又は有害鳥獣駆除隊名並びにセンターで割り振った登録番号を記録したICカード）を貸与することができる。
- 4 前項に示すIDカードを貸与するために、第2条に規定する搬入者は、センターの使用許可申請書（様式1号）を提出する。

(搬入する有害鳥獣の検査)

第13条 理事長は、センターに有害鳥獣が搬入される際、当該有害鳥獣の内容について検査することができる。

(搬入の拒否等)

第14条 理事長は、センターに有害鳥獣を搬入し、又は搬入しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターへの搬入を拒否し、若しくはセンターからの退場を命ず

ることができる。

- (1) センターに有害鳥獣以外のものを搬入し、又は搬入しようとしたとき
 - (2) センターの機能に支障を及ぼし、又は及ぼす恐れのある行為をしたとき
 - (3) センターの管理運営上必要な指示に従わないとき
 - (4) センターに搬入の条件に違反したとき
- (細則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

例 示 表

第4条関係

- (1) 営利目的で狩猟した鳥獣
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第3条に示す狩猟鳥獣
- (2) 著しく腐敗したもの
殺処分してから相当な時間経過したもの等
- (3) 体液が著しく漏洩しているもの
止め刺し、解体等に伴って漏洩するもの
- (4) 著しい悪臭を伴うもの
腐敗したものの、糞尿等
- (5) 容量又は重量の著しく大きなもの
個体重量が125kg、個体の長さ180cm又は個体胴体直径が60cmを超える有害鳥獣
- (7) その他適正に処理できないと判断されるもの
職員が処理できないと判断したもの

第5条関係

- (2) その他適正な処理が困難と判断されるもの
有害鳥獣の内部に捕獲に用いた弾丸（鉛弾）が残存している個体等

様式第1号（第12条関係）

使用許可申請書

年　　月　　日

富山地区広域圏事務組合理事長

住所
申請者 氏名

富山地区広域圏エコロセンター搬入要綱第12条第4項の規定により、施設の使用許可を受けたいので、次により申請します。

許可期間	年 月 日から	年 月 日まで
搬入用IDカード希望枚数		枚
担当者又は担当部署		
連絡先		

備考

- 1 申請は構成市町村の担当者が行うこと。
- 2 申請に基づき、計量事務の省力化のため搬入用IDカードを貸与する。
- 3 貸与したIDカードは他人に貸与、譲渡することはできません。
- 4 貸与したIDカードを紛失・破損したとき、又は記載事項に変更があったときは直ちに届け出してください。（様式自由）
- 5 要綱第2条に示す搬入資格を失った者及び許可期間を過ぎた場合は速やかに貸与したIDカードを返却してください。

様式第2号（第12条関係）

許可証

第 号
年 月 日

住所
申請者 氏名

年 月 日付けで申請のあった施設の使用許可については、次のとおり許可する。

富山地区広域圏事務組合
理事長

使用施設の名称	富山地区広域圏エコロセンター			
許可期間	年 月 日から		年 月 日まで	
搬入できる有害鳥獣	富山地区広域圏の構成市町村内で捕獲した有害鳥獣			
許可条件	この許可証及び貸与したIDカードは他人に貸与、譲渡しないこと。			
	施設に搬入しようとするときは、市町村職員にあっては職員身分証明書を市町村鳥獣被害防止実施隊員等にあっては隊員証の提示を求める場合があります。			
	許可証及び貸与した搬入用IDカードを紛失・破損した場合、組合に速やかに届け出ること。（様式自由）			
	本人確認のため免許書等の個人を確認できる物の提示を求める場合があります。			
貸与する IDカード番号	1	貸与する IDカード番号	8	
	2		9	
	3		10	
	4		11	
	5		12	
	6		13	
	7		14	

備考

1 本許可証について、許可期間満了後、引き続き、許可（更新）を希望する場合は、要綱第12条に基づき様式第1号の申請書を提出するものとする。なお、当初の申請書の記載事項に変更がなく、引き続き、許可期間の延長を希望する場合にあっては、様式第1号申請書の提出を省略できるものとし、この場合において、新たに許可証を交付しないときは本許可証を有効とし、許可の期間については更に1年間延長したものとみなす。また、既に貸与しているIDカードについても有効とする。なお、以後も同様とする

様式第3号（第10条関係）

有害鳥獣搬入受付票

富山地区広域圏事務組合理事長 様

計量番号	
カード番号	

◎太線枠内を記入してください。

搬入日時						
所属市町村						
市町村又は実施隊確認						
搬入者氏名						
車番（4桁）						
搬入種別						
捕獲月日						
捕獲場所						
連絡先						
搬入予定等						
搬入量						
注意事項	1. 施設内の運行は時速10Km/h以下で走行してください。 2. 職員の指示・誘導に従ってください。 3. その他については、この搬入要綱によります。					

富山地区広域圏エコロセンター

搬入確認者		受付印	